

二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例（令和元年二宮町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議等)

第2条 条例第4条第2項に規定する墓地等経営計画協議書は、第1号様式とする。

2 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 墓地等経営許可申請書を提出する予定の日（以下「申請予定日」という。）
- (4) 工事着手予定年月日
- (5) 工事完了予定年月日
- (6) その他町長が必要と認める事項

3 条例第4条第3項第8号に規定する規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 墓地にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から5年間

4 条例第4条第3項第12号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第3条第2号に掲げる宗教法人にあっては、宗教活動の実績に係る報告書
- (2) 条例第12条第2号ただし書の規定に該当して、墓地を利用する者に便益を供するための施設の一部を当該墓地に近接した場所に設ける場合は、当該施設的设计図及び付近の見取図

(3) その他町長が必要と認める書類

- 5 条例第4条第5項に規定する墓地等経営計画事前協議確認通知書は、第2号様式とする。
- 6 条例第4条第7項に規定する規則で定める額は、墓地又は納骨堂の設置等に要する費用の100分の50に相当する額とする。ただし、条例第4条第1項の規定による協議を行うときに負債（当該墓地又は納骨堂の設置等に要する費用に係る負債を除く。）を有する場合にあっては、当該100分の50に相当する額に当該負債の額を加えた額とする。
- 7 条例第4条第7項に規定する規則で定める金融機関は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する金融機関（同項第2号に掲げる協同組合連合会を除く。）その他町長が認める金融機関とする。

（経営計画の周知）

第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 標識の設置にあっては、申請予定日の90日前の日
- (2) 説明会の開催にあっては、申請予定日の60日前の日

2 条例第5条第1項第1号に規定する標識は、第3号様式とする。

3 条例第5条第1項第2号に規定する近隣住民等は、墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル（火葬場にあっては、300メートル）以内の土地の所有者並びに人が現に居住し、又は使用している建物の住民及び当該建物の所有者又はその管理責任者とする。

4 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 実施者側の出席者の氏名及び役職名
- (4) 近隣住民等の出席者数
- (5) 近隣住民等の意見
- (6) その他町長が必要と認める事項

5 条例第5条第1項第2号に規定する報告は、説明会開催状況報告書（第4号様式）により行うものとする。

6 条例第5条第2項（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定により説明会開催状況報告書を閲覧しようとする者は、閲覧票（第5号様式）に必要な事項を記載して町長に提出しなければならない。

7 町長は、説明会開催状況報告書を閲覧しようとする者が次の各号のいずれ

かに該当する場合は、説明会開催状況報告書の閲覧を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 説明会開催状況報告書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 職員の指示に従わないとき。
- (近隣住民等との協議)

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第6条第2項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による報告は、協議結果報告書(第6号様式)により行うものとする。

3 前条第6項及び第7項の規定は、条例第6条第3項(条例第17条において準用する場合を含む。)において準用する条例第5条第2項の規定により報告の内容を一般の閲覧に供する場合に準用する。

(経営許可の申請)

第5条 条例第9条第1項に規定する墓地等経営許可申請書は、第7号様式とする。

2 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 墓地等の区域の境界線と第7条第2項に規定する距離以内に存する学校、病院、人家等との距離
- (2) 標識の設置日
- (3) 説明会の開催日
- (4) 工事着手予定年月日
- (5) 工事完了予定年月日
- (6) 墓地等の管理者の住所及び氏名
- (7) その他町長が必要と認める事項

3 条例第9条第2項第4号に規定する報告書は、第6号様式とする。

4 条例第9条第2項第5号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- (1) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有している場合であって、当該土地に抵当権等が設定されている場合(次号に規定する場合を除く。) 墓地等の経営の許可の日から1月以内に抵当権等を抹消することを証する書類
- (2) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有している場合で

あつて、墓地の造成等に要する費用の一部を銀行等から借り入れるために当該土地(墓所、納骨堂及び管理事務所の所在する土地を除く。)に抵当権を設定する場合 設定する抵当権は、当該墓地の造成等に要する費用に係る借入金に対して設定される抵当権に限り、当該土地にその他の抵当権等が設定されていないことを証する書類

(3) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有していない場合 墓地等の経営の許可の日から1月以内に当該土地を申請者に譲渡することを証する書類(この場合において、当該土地に抵当権等が設定されていないこと。)

(4) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有していない場合であつて、当該土地の購入及び墓地の造成等に要する費用の一部を銀行等から借り入れるために当該土地(墓所、納骨堂及び管理事務所の所在する土地を除く。)に抵当権を設定する場合 墓地等の経営の許可の日から1月以内に当該土地を申請者に譲渡することを証する書類があり、かつ、当該土地(墓所、納骨堂及び管理事務所の所在する土地を除く。)に抵当権を設定する場合にあつては、当該土地の購入及び墓地の造成等に要する費用に係る借入金に対して設定される抵当権に限り、当該土地にその他の抵当権等が設定されていないことを証する書類

(5) その他町長が必要と認める書類
(墓地等経営許可書)

第6条 条例第10条第1項の墓地等経営許可書は、第8号様式とする。

(設置場所の特例)

第7条 条例第11条第1号ただし書に規定する規則で定める事項は、次に掲げる土地の権利関係の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。

(1) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有している場合であつて、当該土地に抵当権等が設定されている場合(次号に規定する場合を除く。) 墓地等の経営の許可の日から1月以内に抵当権等を抹消すること。

(2) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有している場合であつて、墓地の造成等に要する費用の一部を銀行等から借り入れるために当該土地(墓所、納骨堂及び管理事務所の所在する土地を除く。)に抵当権を設定する場合 設定する抵当権は、当該墓地の造成等に要する費用に係る借入金に対して設定される抵当権に限り、当該土地にその他の抵当権等が設定されていないこと。

(3) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有していない場合

墓地等の経営の許可の日から1月以内に当該土地を申請者に譲渡すること。
この場合において、当該土地に抵当権等が設定されていないこと。

- (4) 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有していない場合であって、当該土地の購入及び墓地の造成等に要する費用の一部を銀行等から借り入れるために当該土地(墓所、納骨堂及び管理事務所の所在する土地を除く。)に抵当権を設定する場合 墓地等の経営の許可の日から1月以内に当該土地を申請者に譲渡し、かつ、当該土地(墓所、納骨堂及び管理事務所の所在する土地を除く。)に抵当権を設定する場合にあっては、当該土地の購入及び墓地の造成等に要する費用に係る借入金に対して設定される抵当権に限り、当該土地にその他の抵当権等が設定されていないこと。

2 条例第11条第2号に規定する規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物にあっては水平投影面における最短の距離が75メートル、当該境界線と次に掲げる施設等にあっては水平投影面における最短の距離が110メートル

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設

エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設

オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設

- (2) 埋葬を行う墓地 墓地の境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が110メートル

- (3) 火葬場 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が300メートル

(墓地の構造設備基準)

第8条 条例第12条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、墳墓の区画数に100分の4を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。

2 条例第12条第3号に規定する規則で定める有効幅員は、次のとおりとする。

- (1) 墳墓を設ける区域内の通路にあっては、1メートル

- (2) 前号に規定するもの以外の主要な通路にあつては、1.2メートル
- 3 条例第12条第5号ただし書に規定する規則で定める場合は、墓地の敷地境界線の内側に5メートル以上の緑地帯を設けることで、墓地内の緑地面積が当該墓地の面積の35パーセントを超える場合とする。ただし、緑地帯の幅員は0.8メートルを下回ることができない。
- 4 条例第12条第6号に規定する規則で定める割合は、3分の1とする。
(納骨堂の構造設備の基準)
- 第9条 条例第13条第4号の規則で定める規模は、納骨数に100分の3を乗じて得た数以上の台数の自動車を収容できる規模とする。
(火葬場の構造設備基準)
- 第10条 条例第14条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、火葬炉の数に8を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。
(変更許可等)
- 第11条 条例第16条第1項に規定する規則で定める数は、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあつては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあつては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数とする。
- 2 条例第16条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は第9号様式とし、墓地等廃止許可申請書は第10号様式とする。
- 3 条例第16条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 工事着手予定年月日
(2) 工事完了予定年月日
(3) その他町長が必要と認める事項
- 4 条例第16条第2項第9号に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。
- (1) 墓地にあつては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から10年間
(2) 納骨堂及び火葬場にあつては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から5年間
- 5 条例第16条第2項第12号に規定する規則で定める書類は、第5条第4項各号に定める書類であつて、条例第16条第1項の申請があつたときに準用する。

6 条例第 16 条第 3 項の墓地等変更許可書は第 11 号様式とし、墓地等廃止許可書は第 12 号様式とする。

(墓地等の拡張に係る準用)

第 12 条 条例第 17 条に規定する規則で定める規模は、次のとおりとする。

(1) 経営の許可を受けている区域の面積が 1 ヘクタール未満の墓地にあっては当該面積に 100 分の 30 を乗じて得た面積、経営の許可を受けている区域の面積が 1 ヘクタール以上の墓地にあっては当該面積に 100 分の 15 を乗じて得た面積

(2) 納骨堂及び火葬場にあっては、経営の許可を受けている施設又は敷地の面積に 100 分の 50 を乗じて得た面積

(申請事項変更届)

第 13 条 条例第 18 条第 1 項に規定する墓地等申請事項変更届は、第 13 号様式とする。

2 条例第 18 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 変更しようとする理由

(2) 変更予定年月日

(3) その他町長が必要と認める事項

3 条例第 18 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第 12 条第 2 号、第 13 条第 4 号及び第 14 条第 2 号に規定する管理施設の設置場所

(2) 墓地等の管理者の住所又は氏名

(3) その他町長が必要と認める事項

4 条例第 18 条第 3 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したときの議事録の写し

(2) 墓地等の申請事項の変更に当たり、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し

(3) 墓地等の構造設備の変更にあっては、施設の設計図

(4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあっては、宗教法人又は公益法人の登記事項証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第14条 条例第19条に規定する届出は、墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届（第14号様式）により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（許可があったものとみなされる者が地方公共団体である場合にあっては、第1号オからクまでに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 墓地又は火葬場の新設の許可があったものとみなされた場合
 - ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書
 - イ 墓地又は火葬場の設計図
 - ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図
 - エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し
 - オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
 - カ 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
 - キ 第2条第3項に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
 - ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
 - ケ その他町長が必要と認める書類
- (2) 墓地又は火葬場の変更の許可があったものとみなされた場合
 - ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類
 - イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図
 - ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
 - エ その他町長が必要と認める書類
- (3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があったものとみなされた場合
 - ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類
 - イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
 - ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
 - エ その他町長が必要と認める書類

(工事着手の届出)

第 15 条 条例第 20 条の規定による届出をしようとする者は、墓地等工事着手届(第 15 号様式)を提出するものとする。

(工事完了の届出等)

第 16 条 条例第 21 条第 1 項に規定する墓地等工事完了届は、第 16 号様式とする。

2 条例第 21 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 墓地等の使用開始予定年月日

(2) その他町長が定める事項

3 条例第 21 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書

(2) 工事完了後の墓地等の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

4 条例第 21 条第 3 項に規定する工事完了検査済証は、第 17 号様式とする。

(立入調査員証)

第 17 条 条例第 22 条第 2 項の規定による職員の身分を示す証明書は、立入調査員証(第 18 号様式)により行うものとする。

(許可の審査基準)

第 18 条 法第 10 条に規定する墓地等の経営等の許可に係る審査基準は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。